

規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「他の教職に関する科目」を「他の科目」に改める。

第四条第一項中「附則第十八項若しくは附則第十九項」を「附則第十七項若しくは附則第十八項」に改める。

第五条第四項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	--------

別表第一号備考を次のように改める。

備考

一 「教科に関する専門的事項に関する科目」とは、教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)をいう(別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号、別表第十三号及び別表十八号の場合においても同様とする。)

二 「各教科の指導法に関する科目」とは、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)をいう(別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号、別表第十三号及び別表第十七号から別表第十九号までの場合においても同様とする。)

三 「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目をいう(別表第二号から別表第十六号までの場合においても同様とする。)

四 単位の修得方法は、在職年数の欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ教科に関する専門的事項に関する科目の欄、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の

欄に掲げる単位を含めて最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする（別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号及び別表第十三号の場合においても同様とする。）。

五 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目以外の科目を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付ける科目を修得するよう努めるものとする（別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号及び別表第十三号においても同様とする。）。

別表第二号から別表第五号までの在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第六号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	------------------------------------	--------------	---------

別表第六号に備考として次のように加える。

備考

一 「領域に関する専門的事項に関する科目」とは、領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）をいう（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

二 「保育内容の指導法に関する科目」とは、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）をいう（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

三 単位の修得方法は、在職年数の欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ領域に関する専門的事項に関する科目の欄、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

四 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目以外の科目を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付ける科目を修得するよう努めるものとする（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同

様とする。)

別表第七号在職年数の項中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第八号から別表第十号までの在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第十一号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	------------------------------------	--------------	---------

別表第十二号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第十三号在職年数の項中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十四号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	養護に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	----------	--------------------	--------------	---------

別表第十四号備考第一号中「教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目」を「の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目」に、同表備考第二号中「教職に関する科目」を「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十五号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	養護に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	----------	--------------------	--------------	---------

別表第十六号在職年数の項中「教職に関する科目」を「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、同表備考中「栄養に」を「の欄、栄養に」に、「及び教職に関する科目」を「の欄及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十七号を次のように改める。

十七 幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状から小学校教諭二種免許状を取得

中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	有する必要ありとする。学校免許					
一	受けよ。受ける。免除。関係する。業務年数					
一	各教科の指導に法に指導する科目					
二	<table border="1"> <tr> <td>生徒指導の方法及び理論</td> <td>教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の</td> <td rowspan="2">道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目</td> </tr> <tr> <td>及び方法</td> <td>及び教育の理論及び方法</td> </tr> </table>	生徒指導の方法及び理論	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目	及び方法	及び教育の理論及び方法
生徒指導の方法及び理論	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目				
及び方法	及び教育の理論及び方法					
六	大学が独自に設定する科目					
九	最低単位数					

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。